

2013年10月30日

報道関係各位

株 式 会 社 U B I C
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
(東証マザーズ 証券コード: 2158)
(NASDAQ ティッカーシンボル: UBIC)

2013年のACEDS Corporate eDiscovery Summitのスポンサーとして
パネルセッション「組織、規律、情報資産の統制による『情報ガバナンス』への意識向上」について講演

米ナスダック、東証マザーズ上場で国際訴訟支援サービスを手がける株式会社 UBIC (本社・東京都港区、代表取締役社長・守本正宏)は、ACEDS Corporate eDiscovery Summitのスポンサーとなり、10月10・11日にサンフランシスコのウェスティン・セントフランシスコホテルにて講演を実施しました。講演にはフォーチュン500企業の企業内弁護士および、サンフランシスコの裁判所でeディスカバリ案件を扱う注目の判事らが参加しました。テーマは「組織、規律、情報資産の統制による『情報ガバナンス』への意識向上」で、企業が包括的な情報ガバナンス計画とその実行体制を整え、情報資産を保護する必要性について、その経験と専門知識を共有いたしました。

《UBIC 代表取締役社長 守本正宏より》

「我々の戦略的ビジョンにおいて不可欠なのは、法曹界において世界的なオピニオンリーダーとなるために、ビジネスをグローバルに拡大し続けることです。世界各地に拠点を持ち独自の技術を有する弊社は、企業の法務部門とIT部門および弁護士との橋渡し役となります。経済的かつ効果に優れた情報管理方法とベストプラクティスを生み出すために、コンセンサス獲得の支援をいたします。」

弊社がスポンサーとなった本パネルセッションでは、「法規制に順守した情報管理」という観点から、適切な情報ガバナンスシステムが、企業の戦略的な意思決定にどう役に立つのか意見が交わされました。

統制された情報管理システムと、不要な社内データを適切に処理する戦略によって、企業は不正調査やディスカバリの要請にかかるコストを削減し、効率的にディスカバリを進めることができます。



【ACEDS について】

ACEDS は電子証拠開示 (e ディスカバリ) 支援業界全体におけるプロフェッショナルのための初めての会員組織です。ACEDS の使命は、認定電子情報開示スペシャリスト (Certified E-Discovery Specialist = CEDS) 指定に必要となる計量心理学に則った厳しい試験を設け、スペシャリストの能力の向上に貢献する事です。ACEDS はまた、質の高いオンラインおよび実地トレーニングを提供し、ソリューションやアイデアの交換を促進するための多種多様なフォーラムを通じて ACEDS 会員様と専門家とを繋ぎ、実用的な情報をタイムリーに発信します。

【UBIC について】

代表取締役社長：守本 正宏 東京都港区港南 2-12-23 明産高浜ビル

URL: <http://www.ubic.co.jp/>

株式会社 UBIC は、国際的カルテル調査や連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA) に関連する調査、知財訴訟、PL 訴訟などで要求される電子データの証拠保全及び調査・分析を行う e ディスカバリ事業 (電子証拠開示支援事業) のほか、電子データ中心の調査を行なうコンピュータフォレンジック調査サービスを提供する、リーガルテクノロジー総合企業。アジア言語対応能力では世界最高水準の技術と、アジア圏最大の処理能力を有するラボを保有。2007 年 12 月米国子会社を設立。アジア・米国双方からアジア企業関連の訴訟支援を実施。2009 年末には企業内でも国際訴訟における電子証拠開示が可能な電子証拠開示支援システム「Lit i View®」(リット・アイ・ビュー) を自社開発し、2011 年 10 月からはクラウドサービスとして「UBIC リーガルクラウドサービス」の提供を開始。また、2012 年 3 月に、アジア言語に対応した「Predictive Coding®」(プレディクティブ・コーディング) 技術を世界で初めて独自開発し、実用化に成功。

2003 年 8 月 8 日設立。2007 年 6 月 26 日東証マザーズ上場。2013 年 5 月 16 日 NASDAQ 上場。資本金 1,095,358,941 円 (2013 年 06 月 30 日現在)。

<本件に関するお問合せ先>

株式会社 UBIC 広報部 勝部 TEL: 03-5463-6344 FAX: 03-5463-6345